国民健康保険制度の改善を求める意見書

国民健康保険制度は、憲法第25条に基づく国の制度であり、第1条に「社会保障 及び国民保健の向上に寄与する」と明記されている。

ところが、高すぎる国保税が家計を圧迫し、払いたくても払いきれない事態が続出 している。滞納者からの保険証取り上げが、命を脅かす深刻な状況を広げている。

本県の一世帯あたりの国保税は17万7千円で、全国平均を2万1千円も上回っている。家計の所得が改善する見通しがたっていないなか、滞納世帯は2割に達し、国保税の負担率が毎年増えている。

国民健康保険法改定により、原則1年以上の滞納を理由に保険証を返還させ、資格 証明書の発行を市町村に義務づけたことが拍車をかけている。

高い国保税の最大の原因は、国が国庫負担率を引き下げてきたことにある。さらに、 労働法制の規制緩和により増加した非正規労働者や失業者の加入、自営業者の廃業な ど、構造改革の矛盾が集中的に現れている。

国は国民すべてが安心して医療を受けられるよう、国民健康保険制度に対する責任 を果たすべきである。

よって、国民健康保険制度の改善へ、下記の事項の実現を強く求める。

記

- 1,資格証明書発行の義務づけをやめること。
- 2 , 国民健康保険への国庫負担率を総医療費の45%まで引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 3月 日

茨城県議会議長 西條 昌良

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣

総務大臣